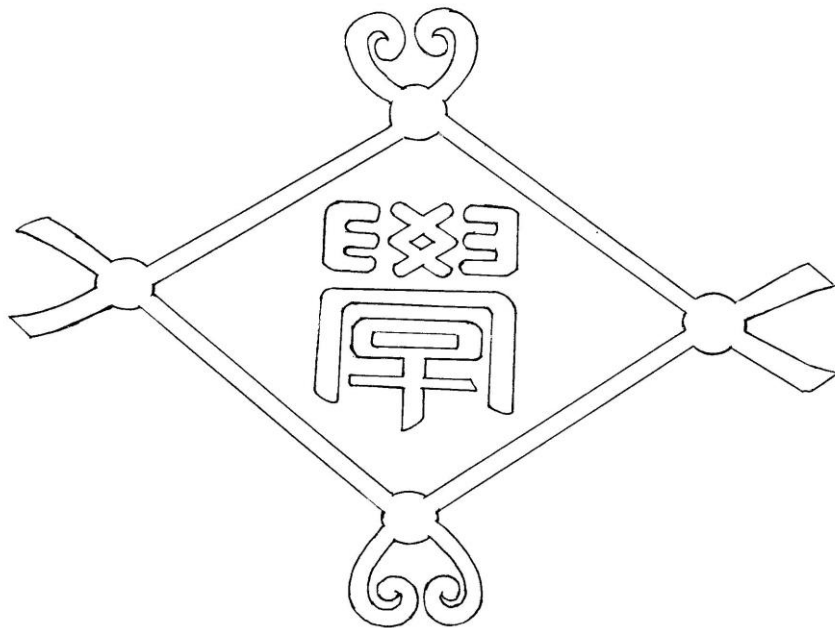


令和元年度

事業概要



宮城県さわらび学園

目 次

第 1	施設の概要	
1	目 的	1
2	所在地	1
3	施設の概況	1
4	沿 革	1
5	組 織	2
第 2	運営理念・運営方針	
1	運営理念	3
2	運営方針	3
3	重点事項	3
第 3	自立支援プログラム	
	自立支援プログラム	5
第 4	自立支援活動	
1	生活日課	6
2	生活支援	7
3	年長児童の生活支援	7
4	学習支援	8
5	作業支援	9
6	スポーツ支援	9
7	性教育	11
8	心理支援	12
9	家族支援	14
10	給 食	15
11	防災・避難訓練	16
第 5	年間学園行事	
	年間学園行事	16
第 6	在園児童の状況	

1	月別在籍児童数	18
2	月別在籍年長児童数	18
3	在籍児童措置事由	18
4	発達障害等，被虐待児童	18
5	被虐待児童数	18
6	月別入所児童数	19
7	入所児童家族構成	19
8	月別退所児童数	19
9	退所児童退所先	19
第7	苦情・要望処理制度	
1	苦情・要望処理について	20
2	自立支援向上委員説明会	20
3	自立支援向上委員と児童との面接	20
第8	いじめアンケート	
	いじめアンケート実施状況	21
第9	個別指導	
1	個別指導について	21
2	懲戒処分	21
第10	各会議等	
1	定例職員会議	21
2	合同職員会議	22
3	合同運営委員会／定例指導委員会	22
4	臨時生活指導委員会	22
5	生活指導委員会応援会議	22
6	生活指導員会安全部会	22
第11	職員研修・施設見学	
1	職員研修実施状況	23
2	施設見学・研修受入れ状況	24
第12	ボランティア	
	ボランティアについて	24

第13 実習生	
実習生について	26
学園歌	27

第 1 施設の概要

1 施設の目的

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする（児福法第 44 条）。

2 名称 所在地

宮城県さわらび学園

宮城県仙台市太白区旗立 2 丁目 4 番 1 号

電話番号 022-245-0333

ファックス 022-245-0515

E-mail sawarb@pref.miyagi.lg.jp

http:// www.pref.miyagi.jp/soshiki/sawarabi/

3 施設の概況

- (1)主な施設 本館（事務室 分教室等）、男子寮（広瀬寮、青葉寮）女子寮（すみれ寮）
給食棟、体育館、プール、宿泊訓練棟
- (2)定員 28 名（男子 20 名 女子 8 名）
- (3)勤務体制 交替勤務制：平常勤務 8:30～17:15 : 通し勤務 8:30～翌 9:00
遅番勤務 12:00～20:45
- (4)宿直体制 各寮に正職員 1 名、非常勤職員 1 名で対応
- (5)教育体制 分教室制（公教育）

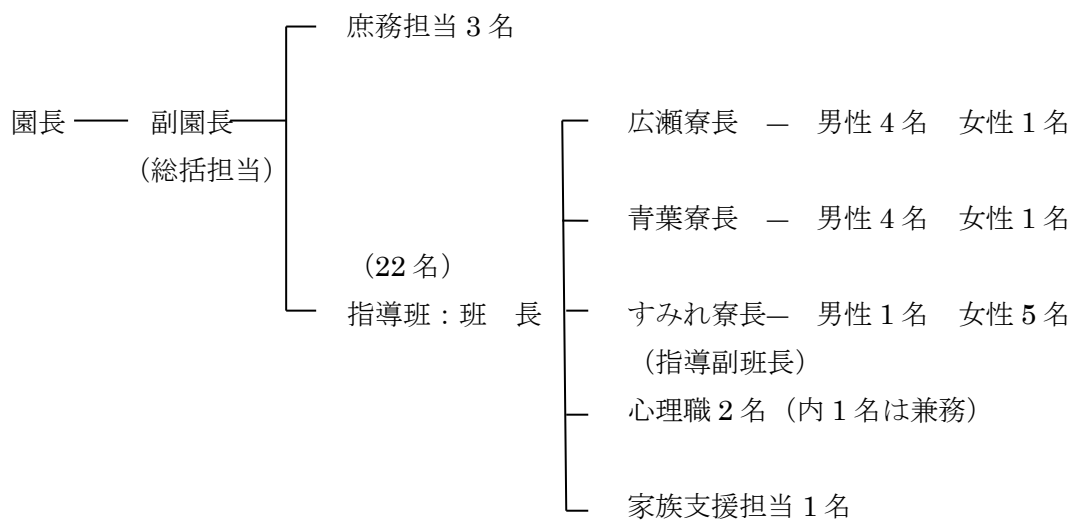
4 沿革

- | | |
|-------------|---|
| 明治 42 年 5 月 | 仙台市鹿の子清水通りに感化法による「感化院修養学園」を開設 |
| 明治 43 年 9 月 | 名取郡長町字越路に移転（定員 10 名） |
| 昭和 9 年 10 月 | 少年教護法施行により「少年教護院」と改正（定員 15 名） |
| 昭和 23 年 4 月 | 児童福祉法施行により児童福祉施設「教護院」と改正（定員 34 名） |
| 昭和 39 年 4 月 | 現在地に移転。「宮城県さわらび学園」と改称（定員 70 名）
夫婦小舎制から交替勤務制に変更 |
| 昭和 48 年 4 月 | 仙台市立上野山小学校・西多賀中学校の旗立分教室開設 |
| 昭和 56 年 4 月 | 県条例改正（定員 50 名） |

昭和 60 年 4 月	仙台市立人來田小学校・中学校旗立分教室に移管・移籍される
平成元年 4 月	仙台市（政令指定都市）の受託施設となる
平成 7 年 4 月	改築工事起工
平成 10 年 3 月	改築工事竣工
4 月	児童福祉改正により「児童自立支援施設」と改正
平成 14 年 4 月	男子二寮，女子一寮の三寮体制となる
平成 21 年 4 月	常勤心理職一名が配置される
平成 21 年 10 月	学園 100 周年記念式典が行われる
平成 22 年 4 月	家族支援担当が配置される
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災発生
平成 29 年 3 月	県条例改正（定員 28 名）

5 組織・機構

○さわらび学園



精神科医（兼務）1名

非常勤職員等：栄養士 1名，調理員 4名，内科医 1名，精神科医 1名

運転技師 1名

講師 2名（分教室），宿直補助 21名（男子 13名，女子 8名）

※平成 30 年 4 月 1 日現在

○仙台市立人來田小・中学校旗立分教室（常駐 7 名）

中学校教頭 1名 中学校教諭 5名 小学校教諭 1名 非常勤講師 1名

スクールカウンセラー 1名 さわやか相談員 1名

第2 運営理念・運営方針

1 運営理念

- (1) 社会において、非行等の問題行動あるいは環境不適応を起こしている児童を家庭に代わり預かり、特別の保護及び教育あるいは心理的・精神医学的な治療などにより一日も早い社会への復帰を目指す。
- (2) 児童の心を癒し自立を支援するため、職員と児童が共に学び、共に働き、共に汗して生活を共有するとともに学園倫理綱領に基づき児童の権利擁護に努め、「児童の最善の利益」を追求する。
- (3) 児童の自立と健全な社会適応力を高めることに努めるとともに、社会のニーズに応え得る機能を持った施設運営にあたるため、開かれた学園運営に努める。

2 運営方針

- (1) 学園は、児童に安全安心な生活環境を提供するとともに、個々の児童の問題点を把握し、児童と職員がともに生活をしながら、指導・援助を行う。
- (2) 学園は、児童の自立のため地域社会、関係機関と連携し支援するとともに、児童と家族との関係の再構築を図るための支援を行う。
- (3) 施設は社会資源の1つであるとの認識に立ち、学園の地域開放及び地域交流を積極的に行う。
- (4) 学園は、職場内会議、研修会を定例的に開催するほか、外部での各種研修会・学会・研究会等へ積極的に参加し、児童処遇の向上及び職員の資質向上に努める。
- (5) 学園は、自ら処遇及び支援の質の点検・評価を行い、常にその向上のための改善に努める。

3 重点事項

(1) 児童の権利擁護

学園入所児童権利擁護指針に基づき、苦情解決制度の適切な運用を図り、第三者機関である「自立支援向上委員」による学園運営の外部チェックを確実にを行う。また、「第三者評価（自己評価を含む）」や「自己点検シート」の結果を基にしながら、より良い児童処遇及び支援の質（特に生活の質）の向上を目指すとともに、入所児童の権利擁護に努める。

(2) 集団生活の安定性を土台とした個別支援の充実

入所児童が学園を通して様々な活動や経験を通しながら、安定した児童集団を構築し、暴言・暴力に訴えることなく言語化することや適切な感情表現ができるように対処法を児童と共有しながら健全な成長を育む。暴力行為については、学園として組織的な対応を取り、ルールや規律を守ることを徹底することで、児童集団の安定を図る。

良質な集団を構築した中で、児童の特性を尊重し、理解し、おのおのが自分自身の課題を自覚しながら、課題改善に向けた意欲を育めるよう、心理士等による専門的な評価を踏まえた指導方法の工夫や、医療機関等の活用を積極的に行う。

(3) 職員の専門性の向上

児童の参画を得た具体的・実践的な自立支援計画を策定の上、分教室、心理士、家族支援担当者と連携の強化に努める。また、園内研修の充実を図るとともに、園外研修にも積極的に参加し、専門性の向上を図る。

(4) 関係機関との連携強化

種々の分野の機関と連携を図るとともに、児童相談所、警察署、家庭裁判所、少年鑑別所、原籍校、市町村要保護児童地域対策協議会など地域での支援に係るネットワークを構築し、園内処遇から退園後の事後指導までの支援の充実を図る。

また、発達障害等を抱える児童に対しては、医療的なアプローチを必要とする児童も多く、今後、医療機関とのタイムリーな連携体制を構築し、医療的な支援を含めた多面的な支援内容を確認していくことを目指していく。

第3 自立支援プログラム

援助過程	初期(自己の課題整理)	中期(非行性の解消)	後期(社会性・基本的習性の確立)	リーベンブグ	アフターケア
別表第1号(第13条関係) ※普通の児童が、再非行に走らず健全な社会生活を営んでいけるように援助する。「学園」でできることは、社会に出てからでもできる。学園でできないことはない。	児童自立支援プログラムの実施(児童自立支援生活)を営んでいけるように援助する。「学園」でできることは、社会に出てからでもできる。学園でできないことはない。	児童自立支援プログラムの実施(児童自立支援生活)を営んでいけるように援助する。「学園」でできることは、社会に出てからでもできる。学園でできないことはない。	児童自立支援プログラムの実施(児童自立支援生活)を営んでいけるように援助する。「学園」でできることは、社会に出てからでもできる。学園でできないことはない。	児童自立支援プログラムの実施(児童自立支援生活)を営んでいけるように援助する。「学園」でできることは、社会に出てからでもできる。学園でできないことはない。	児童自立支援プログラムの実施(児童自立支援生活)を営んでいけるように援助する。「学園」でできることは、社会に出てからでもできる。学園でできないことはない。
標準援助(在園)期間	0～4ヶ月	4～12ヶ月	12～15ヶ月	15～27ヶ月	
援助内容	<p>施設での生活に慣れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な生活習慣を身につける(生活習慣) ○子ども同士・職員との人間関係を築く(対人関係) ○入園した意味を理解する(内省) ○学園の目標と環境と生活に慣れ、学園で安心して生活できる(感情面) ○挨拶、返事、丁寧な言葉使いを覚える(礼儀) 	<p>自分を被虐できる/正常な対人関係を保つ/自信と目標を持ち生活する/社会性の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○園に慣れて、ルールを守った生活ができる(生活習慣) ○心身の健康を管理できる(健康) ○子ども同士・職員との人間関係を築く(対人関係) ○園の指示を理解でき、素直な行動が出来る(対人関係) ○不安や困りごとについて職員にボソッと相談できる(意志表明) ○行動の振り返りができ、同じ過ちをしない(内省) ○怒りや衝動等の感情をコントロールし逸脱行動は概ねなくなる(社会規範/感情面) ○親子の本音で話し合える(親子関係) ○自分の生い立ちや境遇を振り返り、将来に向けた生活目標を設定できる(自己実現) 	<p>地域で常態の生活ができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分の定着(系)を理解し、自主的な生活ができる(生活習慣) ○他者を尊重した生活ができる(対人関係) ○怒りや衝動等の感情をコントロールでき、逸脱行動はなくなる(社会規範/感情面) ○親の考えを理解でき、自身の行動を柔軟に対応出来る(親子関係) ○将来に向けた目標設定に基づいた連絡決定を行い、実現に向けて努力することができる(自己実現) ○原籍校等と良好な関係を持つことができる(原籍校関係) ○ソーシャルスキルトレーニング、生活マナー習得(自立) 	<p>地域での常態の生活を維持することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○逸脱行動(非行)のない生活ができる ○家庭・学校・職場で、常態の生活ができる 	アフターケア
個別目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・学園での生活目標の設定 ・自立支援計画書 ・自立支援効果表(外出許可証認定会) ・心理検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・送りたい地域生活目標「私の目標はこれだ」の設定/自己課題解決目標の設定・評価 ・自立支援計画書 ・自立支援効果表(外出許可証認定会) ・心理検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の将来像の設定 ・自立支援計画書 ・自立支援効果表(外出許可証認定会) ・心理検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の生活目標の修正(現実対応) ・訪問/面接等による評価 ・課題の再認識 	
分教室の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学力の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力の定着 ・学習意欲の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力の定着 ・学習意欲の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路(復学、進学、就職)準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・原籍校、進学・就職先との連携 ○事後指導(家族支援担当) ・定期連絡 ・家庭(学校)訪問 ・ショートステイ等
心理学的アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の課題整理 ・非行事由の把握 ・人非事由(課題)の確認 ・家族への思い、将来の希望 ・性課題の確認 ○家族の課題整理 ・人非事由の確認(非行事実、児童の問題、問題行動の背景(児童の問題、家族の問題)) ○応援会議(入所後1ヶ月) ・児童、保護者への励まし、課題の再確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の課題改善 ・暮らしで指導(GW、課題整理プログラム) ・作業指導、スポーツ、学習 ・分教室 ○家族の課題改善 ・毎月の面会(状況説明) ・家族課題の確認 ・課題への取り組み評価、励まし ○月相との連携 ・状況報告書(協力依頼) ○自立支援計画表の見直し(概ね7ヶ月目) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の課題改善 ・暮らしで指導(GW、課題整理プログラム) ・作業指導、スポーツ、学習 ・分教室 ○家族の課題改善 ・毎月の面会(状況説明) ・家族課題の確認 ・課題への取り組み評価、励まし ○月相との連携 ・状況報告書(協力依頼) ○自立支援計画表の見直し(概ね7ヶ月目) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の課題改善 ・暮らしで指導(GW、課題整理プログラム) ・作業指導、スポーツ、学習 ・分教室 ○家族の課題改善 ・毎月の面会(状況説明) ・家族課題の確認 ・課題への取り組み評価、励まし ○月相との連携 ・状況報告書(協力依頼) ○自立支援計画表の見直し(概ね7ヶ月目) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の課題改善 ・暮らしで指導(GW、課題整理プログラム) ・作業指導、スポーツ、学習 ・分教室 ○家族の課題改善 ・毎月の面会(状況説明) ・家族課題の確認 ・課題への取り組み評価、励まし ○月相との連携 ・状況報告書(協力依頼) ○自立支援計画表の見直し(概ね7ヶ月目)
逸脱行動への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○医学的、心理学的所見の確認 ○児童の課題、非行事実の確認 ○心理学的個別・集団プログラムの実施 ○状況報告書への医学的、心理学的所見記入 	<ul style="list-style-type: none"> ○医学的、心理学的所見の確認 ○児童の課題、非行事実の確認 ○心理学的個別・集団プログラムの実施 ○状況報告書への医学的、心理学的所見記入 	<ul style="list-style-type: none"> ○医学的、心理学的所見の確認 ○児童の課題、非行事実の確認 ○心理学的個別・集団プログラムの実施 ○状況報告書への医学的、心理学的所見記入 	<ul style="list-style-type: none"> ○医学的、心理学的所見の確認 ○児童の課題、非行事実の確認 ○心理学的個別・集団プログラムの実施 ○状況報告書への医学的、心理学的所見記入 	<ul style="list-style-type: none"> ○医学的、心理学的所見の確認 ○児童の課題、非行事実の確認 ○心理学的個別・集団プログラムの実施 ○状況報告書への医学的、心理学的所見記入
主 要 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ○児童自立支援計画の作成(実体的支援目標及び方法等) ○家庭訪問(家庭支援) ○応援会議(児童、保護者) ○早期協議(処遇の見直し説明) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童自立支援計画の見直し(再評価) ○応援会議(児童、保護者) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童自立支援計画の見直し(再評価) ○応援会議(児童、保護者) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童自立支援計画の見直し(再評価) ○応援会議(児童、保護者) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童自立支援計画の見直し(再評価) ○応援会議(児童、保護者)

(備考) 自立目標は、個別自立支援計画において、個々の児童の状況に応じて、個々の児童の状況に応じて、段階的に到達目標を設定する。なお、当プログラムは通所児童にも適用する。

第 4 自立支援活動

1 生活日課

時 刻	活 動 内 容		
7:00～ 7:20	起床・洗面		
7:20～ 7:40	点呼・清掃		
7:40～ 8:30	朝食・自由時間（登校準備）		
8:30～ 8:40	点呼・ラジオ体操・朝会（月曜日は講話，金曜日は学園歌斉唱）		
8:40～ 15:10	在学児童(月～金)	年長児童(月～金)	休業日
8:40～15:10	8:40 登校・朝の会 8:50 朝自習・授業準備 9:05～ 1時限 2時限 3時限 ～12:25 4時限 12:35 清掃・学活 12:50 帰寮・昼食・昼休 み 13:40 学園・分教室合同 カリキュラム (5・6校時) 15:10 下校	8:40 年長児日課準備 8:55 朝自習・授業準備 9:05 年長児学習 12:15 終了 12:45 帰寮・昼食・昼休 み 13:40 年長児 カリキュラム 15:10 終了	9:00～ 9:50 自習・漢字テスト 10:00～11:30 作業等 12:15～13:25 昼食・自由時間 13:30 スポーツ等 15:00 終了
15:10～15:30	おやつ		
15:30～16:50	軽作業・自由時間（洗濯・身の回りの整理等）		
16:50～17:10	清掃		
17:10～18:00	自習		
18:10～18:40	夕食		
18:40～19:00	食後の後片付け		
19:00～20:30	入浴・自由時間（夜食）		
20:30～20:50	清掃・就床準備		
20:50～21:30	点呼・自由時間（居室で読書・課題学習等）		
21:30～	就床・消灯・睡眠		

のんびりサンデー
 （毎月第4日曜日）
 起床時間を 7:30 と遅くし、作業・スポーツを無くして寮単位の活動や静養時間を設け、日ごろの身体や心をリフレッシュする日としている。

2 生活支援

入所児童の多くが、複雑で困難な環境下で育ってきたため、安心感、信頼感が欠如し、不信感が根強く、自己肯定感に乏しい。このため、学園では安心、安全な生活環境を基盤としながら、基本的生活習慣を身につけられるよう支援を行う。さらに、児童寮での集団生活を通して、児童と職員の信頼関係を築き、児童同士の関係がうまくとれるよう調整しながら、情緒の安定、対人関係の正常化、社会性の育成を図り、規則正しい生活を繰り返すことによって、自己コントロールする力を育てていく。

また、入所児童の特徴をしっかりと把握し、力で従わせるのではなく、児童のよくなるうとする心、変化を求める心に気付かせ、児童の自己改善に向けた取り組みを支援する。さらに、学園の共同生活の中で好ましい児童集団を維持しながら、児童の健全な社会適応力を高める指導、支援を行うものとする。児童の生活の基盤となる寮においては、寮ごとの目標、児童の個別目標を設定し、定期的に目標の自己評価を行うものとする。

3 年長児童の生活支援（※年長児童とは義務教育を終えた児童）

○目的

- 1) 高校受験、就職に向けた基礎学力の向上
- 2) 作業活動、実務的活動を通して、就労に必要な集中力、忍耐力を養う
- 3) 文化的活動、趣味的活動を通して、教養の幅を広げ、退園後の生活を豊かにする力を養う
- 4) 環境整備、行事の裏方準備に取り組む中で、学園の活動の中心的存在としての意識を持たせ、自信をつける

○対象児童

男児1名（年度途中で退園）

○実績と効果

- ・就労を目指している児童が1名のみだったため、教養学習・作業活動を中心としたプログラムで実施した。
- ・退園前には、庁務担当職員の補助として、責任感を持って取り組んでいた。

今年度の対象は男児1名で、6月上旬まで短期間での実施であったが、上記活動実績により、基礎学力の向上、就労に必要な集中力や忍耐力の獲得、対人関係の築き方を学び社会参加の実感が湧く等、社会性の向上に繋がった。

4 学習支援

【分教室の取り組み】

分教室における学科支援では、多くの児童が学習の積み重ねが不十分で、学業不振の状態にあることから、児童の学力のレベルに合わせた学習支援を行っており、国、数、英は能力別、社、理は学年別、体育、みのり（陶芸）等の実技教科は全学年で実施した。また、平成 25 年度から 1 時間の授業時間を 40 分から 45 分に拡大変更している。原籍校での授業時間に合わせるためのものである。

【分教室カリキュラム】

	月		火		水		木		金	
	小学	中学	小学	中学	小学	中学	小学	中学	小学	中学
朝 自習	国語	国語	算数	国語	国語	数学	算数	英語	国語	数学
1	国語	数学	算数	国語	国語	英語	算数	国語	国語	数学
2	算数	国語	理科	英語	算数	理科 社会	国語	数学	社会	理科 社会
3	理科	英語	国語	理科 社会	社会	理科 社会	理科	英語	算数	理科 社会
4	学活	学活	社会	理科 社会	外国語	数学	道徳	道徳	音楽	音楽
5	寮作業		合同体育		家庭	技術 家庭	図画工作 合同体育	美術 合同体育	生産活動	生産活動
6										

・進路担当者会

11 月に原籍校、児童相談所、学園、分教室で当該児童に係る進路についての確認・情報交換会を実施した。

・関係教育委員会並びに原籍校長連絡会

12 月に関係教育委員会、原籍校長、学園、分教室で学籍の取り扱いについて説明会を実施した。

【学園内の学習支援】

学園においては、学習の核を年 3 回の漢字検定におき、日々の学習に取り組みせている。また、進路選択の材料として希望があれば、みやぎ模試の受験も行わせている。

5 作業支援

平成30年度のさわらび学園作業指導の目標については下記の通りである。

【指導目標】

「生活の場」である学園の環境整備，農作業等一生懸命に行うことで，一体感・達成感・忍耐力の向上を目指す。

【実績】

季節	作業内容	収穫物
春季	畑作業，花壇整備 園内除草作業，グラウンド除草 プール清掃 食堂清掃	スナックエンドウ，ニンニク
夏季	畑作業，花壇整備 グラウンド除草，園内除草作業 食堂清掃 カレー祭り（夏祭りの一環として） プール後片付け	タマネギ，じゃがいも，ニンジン，ミニトマト，きゅうり，ナス，とうもろこし，枝豆，にんじん，アスパラ，オクラ，ゴーヤ
秋季	畑作業，花壇整備，落ち葉掃き 園内除草作業，学園祭準備 食堂清掃 果樹園整備 収穫祭（芋煮作り）	サツマイモ，ごぼう，里芋，落花生
冬季	畑作業，花壇整備 地域奉仕活動（神社周辺の清掃） 食堂清掃 除雪	白菜，大根，カブ

6 スポーツ支援

児童が野球（男子）やバドミントン（女子）や水泳，走り込みを通し，心身を鍛え，競い合い，互いに励まし合うことによって，強い精神力とチームワークを養うとともに，児童福祉の増進を図ることを目的とする。

基本的に，スポーツ活動の場合は土曜・日曜・祝日の午後に1時間30分程度の練習を行っている。

【平成30年度事業実績（男子）】

月	実施内容	実施場所
4月	(土・日・祝) 野球練習 15日：野球部新チーム始動ミーティング	学園グラウンド 学園グラウンド
5月	(土・日・祝) 野球練習 (火・木) 合同体育	学園グラウンド 学園グラウンド
6月	(土・日・祝) 野球練習 (火・木) 合同体育 9日：中総体見学 11日：練習試合（対学園・分教室職員） 17日：練習試合（ヤンキース） 25日：壮行式 27日～29日：東北北海道地区少年野球大会 (岩手) 対大沼学園 1対14で敗北 対みらい 4対14で敗北	学園グラウンド 学園グラウンド シェルコム仙台 鉤取球場 学園グラウンド 鉤取球場 雫石市民球場 滝沢市民球場
7月	(平日(夏休み中) 土・日・祝) 野球練習 19日：プール改修工事竣工式	学園グラウンド 学園プール
8月	(土・日・祝) 野球練習, プール活動 (火・木) 合同体育 30日：プール納め(雨天中止)	学園グラウンド 学園グラウンド 学園プール
9月	(土・日・祝) 野球練習 26日：FASカップ (山形朝日学園) 対福島学園 7対2 対福島学園 3対1 優勝	学園グラウンド 大江町野球場
10月	(土・日・祝) 野球練習	学園グラウンド
11月	(土・日) 野球練習・走り込み 12日：野球部引退試合	学園グラウンド 鉤取球場
12月	(土・日・祝) 走り込み練習・野球基礎練習	学園内駅伝コース
1月	(土・日) 走り込み・野球練習 18日：新春スポーツ大会	学園 学園体育館・グラウンド
2月	(土・日) 野球練習	学園体育館・グラウンド
3月	(土・日・祝) 野球練習 新体制発表	学園体育館・グラウンド

女子スポーツ（バドミントン部）

【平成30年度事業実績（女子）】

月	実施内容	実施場所
4月	(土・日・祝) 分教生：バドミントン練習	体育館
5月	(土・日・祝) 分教生：バドミントン練習 (火・木) 合同体育 28日：人来田中バドミントン部練習参加	体育館 人来田中学校
6月	1日：人来田中バドミントン部練習参加 (土・日・祝) 分教生：バドミントン練習 (火・木) 合同体育 10日：市中総体 (シングルス2名参加 2名初戦敗退)	体育館 青葉体育館
7月	19日：プール改修工事竣工式	学園プール
8月	プール活動・バドミントン練習 30日：プール納め（雨天中止）	学園プール，体育館
9月	(土・日・祝) バドミントン練習 26日：南東北三施設スポーツ交流大会 (団体戦3名参加 第2位 個人戦2位) 中学3年生の活動終了，受験勉強へ移行	体育館 大江町体育センター
10月	(土・日・祝) 中2生：バドミントン練習	
11月	(土・日・祝) 中2生：バドミントン練習	
12月	(土・日・祝) 中2生：バドミントン練習	体育館
1月	(土・日・祝) 中2生：バドミントン練習 18日：新春スポーツ大会	体育館 学園内・体育館
2月	(土・日・祝) 中2生：バドミントン練習	体育館
3月	(土・日・祝) 中2生：バドミントン練習	体育館

7 性教育

学園の性教育では、正しい性知識を教えることにより、性加害・被害を未然に防止することを目的としています。男子寮では平成25年度から、女子寮では平成23年度から性教育に取り組み、必要な支援として定着しています。平成28年度から、安定した性教育の実施を図るため、積極的に外部講師の活用を図っています。

○性教育

日 時	内 容
6月5日	性教育オリエンテーション※各寮で実施。
6月15日	第1回 性教育「いじめ防止のための人権講座」(外部講師)
7月22日	第2回 性教育「年齢に応じた性教育」※男女・学年別を実施。
8月3日	第3回 性教育「性のマナー・性発達の個人差」※寮毎に実施。
8月10日	第4回 性教育「男女の適切な付き合い方」※男女合同で実施。
9月3日	第5回 性教育「防犯教育」※男女合同(一部, 男女別)で実施。
	第6回 性教育「正しい性交渉について」(外部講師)※男女合同で実施。
10月29日	第7回 性教育「保健所訪問」(外部講師)※男女合同で実施。
11月5日	第8回 性教育「命の授業」(外部講師)※男女合同で実施。

8 心理支援

(1) 活動実績 (平成30年4月～平成31年3月末)

心理療法	心理検査	生活場面 面接	寮会議 の出席	関係機関 との連携	援助方針 会議 の出席	グループ ワーク	その他	合計 (回)
132	0	2	67	48	11	8	20	288

補足：項目について

*心理療法－定期的な心理面接・個別指導にかかる心理面接・課題整理にかかる心理面接・新入児童の心理面接

*関係機関との連携－児童相談所・医療機関等

*援助方針会議への出席－カンファレンス, 生活指導委員会, 安全部会

*その他－寮職員との打合せ

(2) 児童のグループワーク

男女グループに分かれ, 各回のテーマに基づいて①自己理解・他者理解を図る②年齢相応のマナーや, 将来に向けた教養的知識を入所児童が得ること③いじめについて学ぶこととおして, 自己像の確立や社会的常識を習得するきっかけとなることを目的として, 計8回実施した。

平成 30 年度「生活グループワーク／アフタヌーンスマイルグループワーク実施内容一覧表」			
	日程	テーマ	内容
第 1 回	平成 30 年 6 月 18 日	「自分の怒りについて知ろう」	<ul style="list-style-type: none"> ・グループの約束 ・アンガーマネジメントの 10 原則 ・心理テスト（バス・ペリー攻撃性尺度）実施
第 2 回	平成 30 年 8 月 9 日	「怒りとは何かを知ろう」	<ul style="list-style-type: none"> ・怒りのタイプについて知る ・怒りの表現を知る ・怒りの外在化
第 3 回	平成 30 年 9 月 10 日	「攻撃行動の損と得」	<ul style="list-style-type: none"> ・怒りから攻撃行動を行った場合の、短期的な損得、長期的な損得を考えさせ、結局、攻撃行動は長期的に損が多いことを自覚させる
第 4 回	平成 30 年 10 月 22 日	「怒りと身体的反応」 「怒りを静める方法を学ぶ」	<ul style="list-style-type: none"> ・怒りを感じた時の生理的反応について学ぶ ・そうした生理的反応が怒りを増幅させることを学ぶ ・6 秒ルールについて学ぶ
第 5 回	平成 30 年 11 月 26 日	「怒りと思い込み」	<ul style="list-style-type: none"> ・信念（思い込み）が、考えや気持ちに影響し、それが怒りを引き起こすことを学ぶ
第 6 回	平成 30 年 12 月 17 日	「怒りと思い込み」②	<ul style="list-style-type: none"> ・信念（思い込み）が、考えや気持ちに影響し、それが怒りを引き起こすことを学ぶ
第 7 回	平成 31 年 1 月 21 日	「怒りが爆発しそうな場面とコントロールする方法」 「怒りをエスカレートさせる行動とやわらげる行動」	<ul style="list-style-type: none"> ・自分にとって、怒りや攻撃行動のリスクが高まりやすい状況を把握する ・怒りをエスカレートさせる行動とそれをやわらげる行動があることを学ぶ

第8回	平成31年 2月25日	「ちょうどよい生活スタイルを知る」 「自分の生活スタイルをふりかえる」	・嫌なことをへらして、楽しいことを増やすにはどうしたらよいを学ぶ
-----	----------------	--	----------------------------------

(3) 精神科診察

医療的支援が必要と思われた場合に、適宜見立てや基本的な対応について医学的な視点から助言をいただいた。また、対象児童の診察をコーディネートした。

項目	現況報告	医学的助言	対象児童の診察	合計(回)
件数	10	19	19	48

9 家族支援

(1) 事後指導

退園後については、児童と担当職員との入所期間中に培われた信頼関係に基づき、およそ1年間を目安に事後指導を行った。児童からの電話による定期連絡での状況把握、家庭訪問による相談・指導の他、学園へ来所してもらい、職員との面接指導や問題の整理や静養時間として「ショートステイ」等を行い、自立に向けたサポートを実施した。

【平成30年度実績】

退園児童の 家庭訪問等	退園生児童の 関係者会議	ショートステイ等				合計 (件)
		日帰り	1泊2日	2泊3日	6泊7日	
29	6	0	1	0	0	36

(2) 家族支援

入園後1ヶ月経過後の家族との面会、3ヶ月経過後の一時帰宅等を通して家族と児童との関係調整や再構築を図るとともに、退園後の生活を見据え、家庭訪問やゲストハウスを利用した親子宿泊訓練等により、家族への養育支援を行ったり、原籍校訪問や就労先訪問、関係者会議等で地域の受け入れ態勢を整えたりする「家族支援」を実施しており、専属職員が配置されている。

【平成30年度実績】

入所児童の 面会	入所児童の 帰省	入所児童の 家庭訪問等	入所児童の 関係者会議	入所児童の 原籍校訪問	合計 (件)
223	80	15	45	8	371

10 給食

(1) 調理訓練

男子寮は、職員と児童が協力して寮内で食事を作る寮炊の定期化を目指し、第2、4土曜日の夕飯を寮炊の日とした。女子寮は昨年度と同様に毎週土曜日の夕飯が寮炊として継続している。スーパーからの食材購入も含めた買いだし寮炊は2ヶ月に一度、第4土曜日に設定して実施した。

(2) 給食アンケートの実施

2月上旬に入所児童、学園職員、アンケート実施期間中の勤務の嘱託員を対象に実施した。

(3) マナー・食育講座

食事のマナーの低下やマナーを習得する機会が少ないことから、園内で栄養士がマナー講座を実施してきた経緯があるが、集団になることでの落ちつきのなさや身内から教えられることで学ぼうとする意識の低さもあり実施には至っていない。食育講座は、分教室からの依頼をうけて「成長期に必要な栄養について」という内容で栄養士による講話を行った。その他、服薬に伴う食事制限がある児童に対しては食事摂取に関する講話を実施した。

(4) 出前調理

夏休みに実施した。普段あまり接点のない厨房職員と調理や食事をとおして関わり、目の前で作っていただくことで、できたての物を食べる機会となった。

(5) 行事食

- ・お花見子ども会（おむすび・豚汁・焼き鳥・桜餅）
- ・全日本少年野球大会地区大会壮行会（カツカレー）
- ・夏祭り子ども会（焼きそば2種・たこ焼き・チョコバナナなどの屋台メニュー）
- ・学園祭での参加者へのおもてなし（児童が収穫したお米での塩おむすび）
- ・クリスマス子ども会（チキン、サラダ、ケーキ、シャンメリー、寿司）
- ・餅つき子ども会
- ・七草がゆ
- ・誕生日リクエストメニュー

(6) その他

- ・給食会議は2月に実施した。
- ・寮炊時の調理負担を少なくする為、メニューの検討を行った。麺類・揚げ物など寮炊での調理が厳しいメニューは避ける。調理手順が示された献立を寮炊時に配布することなどが話し合われた。

1 1 防災・避難訓練

○ 実施状況

実施日	種別・想定
平成30年 4月 7日	火災想定避難訓練
平成30年 5月 25日	地震想定避難訓練
平成30年 6月 22日	総合防災訓練
平成30年 7月 27日	夜間火災想定避難訓練
平成30年 8月 31日	夜間地震想定避難訓練
平成30年 9月 27日	大雨想定避難訓練
平成30年10月 25日	火災想定避難訓練
平成30年11月 30日	地震想定避難訓練
平成30年12月 28日	夜間火災想定避難訓練
平成31年 1月 24日	地震後火災想定避難訓練
平成31年 2月 22日	夜間火災想定避難訓練
平成31年 3月 27日	夜間地震想定避難訓練

第5 主な年間学園行事

【年間行事】

月	行 事
4月	お花見子ども会（17日）
5月	一時帰省（1日～6日）
6月	安全部会委員説明会（6日） 女子バトミントン中総体参加（9～11日） 総合防災訓練（22日） 全日本少年野球東北・北海道地区野球大会（27日～30日）
7月	第1回自立支援向上委員説明会（18日）
8月	野外活動（1～2日 花山） 七夕子ども会（8日） 一時帰省（11～17日）
9月	FASカップ（南東北三県スポーツ大会 朝日学園・26日）
10月	一時帰省（5～10日） 学園祭（26日）
11月	中国料理調理士会交流会（20日）

12月	クリスマス会 (19日) 餅つき子ども会 (27日) 一時帰省 (28日～1/4)
1月	新春スポーツ大会 (18日)・自立支援向上委員と児童の面談 (22日・23日)
2月	第2回自立支援向上委員説明会 (13日)
3月	卒業証書授与式 (1日) 一時帰省 (22～28日) 合同離任式 (28日)

第6 在園児童の状況

平成30年度 在籍児童数(各月1日現在)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月平均
男子児童	11	11	10	9	10	10	12	13	13	14	16	17	12.2
女子児童	4	4	4	4	5	4	5	7	7	7	6	6	5.3
計	15	15	14	13	15	14	17	20	20	21	22	23	17.4

平成30年度 在籍年長児童数(1日現在) 再掲

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月平均
男子児童	5	4	3	2	1	1	1	1	0	0	0	0	1.5
女子児童	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	0	0	1.3
計	7	6	5	4	3	2	2	2	1	1	0	0	2.8

平成30年度 在籍児童措置事由

	窃盗 万引き	傷害 暴力	粗暴	放火 火遊び	薬物 等	家庭内 暴力	家出 徘徊	施設 不適応	不良交遊	性非行	養護 虐待	その他	計
男子児童	3	3	0	0	0	6	1	3	0	4	2	0	22
女子児童	1	1	0	0	0	0	2	2	0	1	0	1	8
計	4	4	0	0	0	6	3	5	0	5	2	1	30

平成30年度 在籍児童家族構成

	実父 母	実父 のみ	実母 のみ	養継父 実母	実父 養継母	祖父 母等	その他	計
男子児童	4	3	8	4	0	1	2	22
女子児童	3	0	4	0	0	0	1	8
計	7	3	12	4	0	1	3	30

平成30年度 在籍児童入所経路

	児相	家裁	計
男子	22	0	22
女子	6	2	8
計	28	2	30

平成30年度発達障害(疑い含む)等、被虐待児童数

診断名	在籍児童数	知的障害	広汎性 発達障害	ADHD	LD	自閉症 スペクトラム	情緒/行為障害等	被虐待
男子児童	22	6	3	6	1	4	4	9
女子児童	8	0	2	2	1	1	3	3
計	30	6	5	8	2	5	7	12

平成30年度被虐待児童数 内訳

診断名	在籍児童数	被虐待	身体的	心理的	ネグレクト	性的
男子児童	22	9	6	0	3	0
女子児童	8	3	3	0	0	0
計	30	12	9	0	3	0

平成30年度 月別入所児童数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
男子児童	1	0	0	2	0	2	0	2	1	2	1	0	11
女子児童	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	4
計	1	0	0	3	0	3	2	2	1	2	1	0	15

平成30年度 入所児童措置事由

	窃盗 万引き	傷害 暴力	粗暴	放火 火遊び	薬物 等	家庭内 暴力	家出 徘徊	施設 不適応	不良交遊	性非行	養護 虐待	その他	計
男子児童	2	2	0	0	0	3	1	1	0	1	1	0	11
女子児童	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	4
計	3	2	0	0	0	3	3	2	0	1	1	0	15

平成30年度 入所児童家族構成

	実父 母	実父 のみ	実母 のみ	養親父 実母	実父 養親母	祖父 母等	その他	計
男子児童	1	1	6	1	0	0	2	11
女子児童	1	0	2	0	0	0	1	4
計	2	1	8	1	0	0	3	15

平成30年度 入所児童入所経路

	児相	家裁	計
男子	11	0	11
女子	3	1	4
計	14	1	15

平成30年度 月別退所児童数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男子児童	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	3	8
女子児童	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3	5
計	1	1	1	1	1	0	0	1	0	1	0	6	13

平成30年度 退所児童退所先

	家庭復帰			就職		措置変更			自立支援未達成				計
	復学	進学	就職	住み 込み	グループ ホーム等	児童 養護	情短	里親 等	国立	家裁	強制 引取り	その他	
男子児童	2	2	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	8
女子児童	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	5
計	2	4	0	1	1	0	1	3	0	0	0	1	13

平成30年度退所児童平均在園期間

	人数	平均在園期間(ヶ月)
男子児童	8	17.5
女子児童	5	12.2
全体	13	15.5

第7 苦情・要望処理制度

児童またはその保護者等からの苦情，要望，異議申立，意見表明については，その機会を保障し，迅速かつ適切に対応するため，受付窓口を設置するなど必要な措置を講じている。体制は苦情解決責任者を園長とし，指導班長が受付窓口となっている。

学園における運営及び児童支援の第三者監視機関として自立支援向上委員を2名（弁護士，主任児童委員）置き，児童・保護者の希望があれば，自立支援向上員が苦情要望について対応している。

1 苦情・要望処理について

【月別苦情要望件数】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
苦情処理件数	0	0	1	0	0	1	1	0	0	5	3	0	11
自立支援向上委員との面接	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【苦情内訳】

職員に対する苦情・要望等	児童に対する苦情・要望等	その他の苦情・要望等	合計（件）
3	6	2	11

2 自立支援向上委員説明会

半期ごとに学園における児童処遇の概要について自立支援向上委員に説明会を行った。
（実施状況 7月，2月）

3 自立支援向上委員と児童との面接

自立支援向上委員は，入所児童の特性等を理解し児童福祉に精通した者とし，公平中立を旨とし，児童の立場から学園に対し，意見を勧告するものとしている。

実施状況 1月（広瀬寮1回，青葉寮1回，すみれ寮1回）

第8 いじめアンケート

児童がいじめや暴力なく安心安全に生活できる空間を確保するための一つの手段として、2か月に一度、全児童についていじめ悩み要望アンケートを実施した。アンケートシートに基づき、各担当職員（寮長）が児童と面接を行い、園内で内容について検討対処している。

実施状況 4回（5月，8月，11月，2月）

第9 個別指導

1 個別指導について

児童が逸脱した行動やルール違反，問題行動を繰り返すなど学園に適応ができず，著しく児童集団の維持に困難をきたす恐れがある場合，および，懲戒処分により，集団から離しての指導や内省が必要とされる場合に当該児童を個別に指導するもの。また，節目の時期に定期的に自分の課題と改めて向き合うために行うことがある。個別指導では，児童の内省を深めることと他児からの刺激から当該児童を保護するために，通常日課から外れ，権利を制限することが伴うことをある。

【個別指導実施状況内訳】

(件)

児童間 暴力	対職員 暴力	粗暴 行為	規律 違反	無断 外出	万引き 窃盗	薬物 使用	たばこ 喫煙	器物 破損	性非行	分教室 不適応	いじめ	その他	総数
5	10	5	9	1	5	2	0	5	0	0	0	17	59

2 懲戒処分

児童への懲戒は，学園管理運営要綱により設置された生活指導委員会の協議により，決定されるものであり，一定期間の外出禁止を伴うものである。児童を正しい方向に向かわせる手段として行うものであり，児童もそのことにより，内省を深めけじめをつけ，早期に児童集団に復帰するきっかけとしている。

【懲戒処分内訳】

(件)

対児童間暴力	対職員暴力	粗暴行為	無断外出	万引き・窃盗	器物破損	その他	総数
2	2	0	0	0	1	0	5

第10 各会議等

1 定例職員会議

月1回の定例職員会議を実施し，園長等からの指示伝達事項，行事の確認，園全体の指

導上留意する点等を話し合い、共通認識を深めた。

2 合同職員会議

月 1 回実施し、分教室と学園の情報・意見交換、学園と分教室で指導上留意する点等を話し合い、共通認識を深めた。

3 合同運営委員会／定例生活指導委員会

分教室と学園の情報・行事等を確認し、円滑な学園の運営が図れるようにすることや自立支援プログラム策定及び改定に関すること、児童の福祉のために必要な措置の審議、児童の問題行動の事実確認及び処遇並びに内省等の援助方針の検討、児童の生活不適応に対する援助方針の立案、児童処遇の点検・評価等を行うことを目的に月 1 回開催している。その他、第三者評価に対応するための自主評価、事例研究等を行い、分教室と学園の課題について確認した。

4 臨時生活指導委員会

児童の問題行動、生活不適応等への対応を検討するほか、児童の処遇に関する検討を行うために適宜対応している。

30 件の臨時生活指導委員会を開催し児童の処遇について検討した。

5 生活指導員会 応援会議

児童の援助方針の成果の確認及び生活適応児童に対する応援を行うことで、児童に自信を持たせ、更なる生活の向上を図った。

応援会議実施件数 5 件

6 生活指導委員会安全部会

(1) 安全部会とは

入所児童が相互に安心し、安全に学園生活を送ることができるよう児童の生活全般にわたって学園に指導、助言を行うため生活指導委員会に外部委員を含む安全部会を置いている。

安全部会は、特に入所児童間の暴力など学園内の身体的暴力行為等について学園の調査結果を審査し、生活指導委員会に対し必要な対応等について助言を行っている。

(2) 平成30年度実績

年に1回(6月6日)定例の説明会を実施した。また、児童の暴力案件により安全部会を1回招集した。(12月26日)

(3) 安全部会委員

外部委員 3名 学識経験者，仙台市児童相談所 SV，県中央児童相談所 SV
内部委員 2名 副園長（学園） 分教室教頭

第 1 1 職員研修 施設見学等

1 職員研修実施状況

(1) 外部研修

地区児協職員研修（第 1 回）北海道（指導班 1 名）8 月
地区児協専門部会支援部門 秋田県（指導班 1 名）11 月
地区児協専門部会心理部門（指導班 1 名）10 月
全児協職員研修 兵庫県（指導班 1 名）10 月
武蔵野学院研修 新任職員研修（指導班 1 名）5 月 11 月
中堅職員研修（指導班 1 名）9 月
短期実習コース（指導班 1 名）6 月
スーパーバイズ研修（指導班 1 名）12 月
発達障害者支援セミナー（指導班 1 名）11 月
思春期問題研修（指導班 1 名）8 月
対人援助機関職員研修（指導班 1 名）5 月
アセスメント研修（指導班 1 名）7 月

(2) 内部研修

学園職員の技術支援（スキルアップ）を目的として，研修係が園内研修を企画し，下記のとおり実施した。

	新任・転入職員研修	学園職員研修
3 月	転入者オリエンテーション	
4 月	新任・転入職員研修 新任・転入職員 GW—班長・心理士， 自立支 援計画，個別指導等	職員研修①防災研修
5 月		職員研修②性教育研修—性教育係（被措置児童間の性的逸脱行為への対応指針，新入児童のアセスメント，初期対応のロールプレイ等）

6月		職員研修③心理学的知識の講義—外部講師 (中央児相心理司), AI (理解的な質問) 等
7月		職員研修④施設内虐待防止研修—外部講師 (大学教授), アンガーマネジメント等
8月		職員研修⑤施設内虐待防止研修—外部講師 ※年度内に2回実施。児童も対象に。
9月		職員研修⑥施設見学 (中央児相)
10月		職員研修⑦保健研修 (感染症マニュアル研修)
11月		
12月		職員研修⑧施設内虐待防止研修—外部講師 (仙台弁護士会), 児童の権利擁護等
30年 1月		職員研修⑨施設内虐待防止研修—外部講師 (仙台少年鑑別所), 事例検討会等
2月		
3月		

2 施設見学・研修受け入れ状況

仙台市民生委員児童委員協議会生活援護部会 (7月) 東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 (9月) 南三陸地区少年補導員協会 (9月) 社会福祉法人ラ・サール会 (10月) 仙台白百合女子大学 (10月) 宮城県家庭相談員連絡協議会 (10月) 仙台市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会 (10月) 石巻教育研究会生徒指導研究会 (11月) 仙台大学 (2月) 矯正研修所仙台支所 (2月) 大阪市阿武山学園 (3月)

第12 ボランティア関係

【平成30年度のご支援内容及びご支援いただいた皆様】

NO	団体名等	内容等	時期
1	青葉区BBS会 様	交流会 学園祭参加	7月, 2月 10月

		学習ボランティア	11月～3月
2	東北福祉大学吹奏楽部 様	定期演奏会 三大学合同演奏会	4月, 5月, 7月
3	東北アイスクリーム協会 様 (江崎グリコ株式会社 様)	アイスクリーム寄贈	5月
4	清月記 様	東北スマイルチャリ ティーシート招待	7月, 8月
5	有限会社マルテツ 様	東北スマイルチャリ ティーシート招待	7月, 8月
6	東北福祉大学学生支援センターボラ ンティア支援課 様	東北スマイルチャリ ティーシート招待	7月, 8月
7	東北楽天ゴールデンイーグルス 様	東北スマイルチャリ ティーシート招待	7月, 8月
8	ベガルタ仙台ホームタウン協議会事 務局 様	ベガルタ仙台ホーム ゲーム招待	7月
9	太白保護司会 様	浴衣着付け ウエディングドレス	7月 2月
10	日本中国料理協会宮城県支部 様	調理体験, 会食, 交 流会	11月
11	第68回社会を明るくする運動宮城 県推進委員会	図書券	5月
12	石巻地区更生保護女性会 様	おはぎ作り, 会食	12月
13	仙台パイロットクラブ 様	ブランケット寄贈	12月
14	宮城県社会福祉協議会 様	自立を祝う会(記念 品・食事会)	2月
15	仙台パイロットクラブ 様	図書券	3月
16	北部児童相談所長	お菓子寄贈	5月
17	須基 様	野球用バット	8月
18	三浦 様	お菓子寄贈	1月
19	風間 様	お菓子寄贈	2月
20	大森 様	図書券	3月
21	遠藤様 実石様 菅原様(連名)	野球用バット CDラジカセ	3月
22	匿名の方	お菓子寄贈	12月
23	匿名の方	お菓子寄贈	2月

第 1 3 実習生

平成 3 0 年度の実習生の受け入れについては下記のとおりであり，計 1 7 名を受け入れた

実習種別	学校名等	実習期間	人数
保育	尚綱学院大学	平成 3 0 年 6 月 1 1 日から 平成 3 0 年 6 月 2 2 日まで	男性 1 名 女性 2 名
保育	東北福祉大学	平成 3 0 年 6 月 2 5 日から 平成 3 0 年 7 月 6 日まで	女性 2 名
社会福祉	東北福祉大学	平成 3 0 年 7 月 9 日から 平成 3 0 年 8 月 9 日まで	男性 1 名
社会福祉	東北文化学園大学	平成 3 0 年 7 月 9 日から 平成 3 0 年 8 月 9 日まで	男性 1 名
自立支援専門員	国立武蔵野学院	平成 3 0 年 8 月 1 5 日から 平成 3 0 年 8 月 1 7 日まで	男性 1 名
保育	聖和学園短期大学	平成 3 0 年 9 月 3 日から 平成 3 0 年 9 月 1 4 日まで	女性 3 名
保護観察所	法務省仙台保護観察所	平成 3 0 年 9 月 2 5 日から 平成 3 0 年 9 月 2 8 日まで	男性 1 名 女性 1 名
保育	仙台こども専門学校	平成 3 0 年 1 0 月 1 日から 平成 3 0 年 1 0 月 1 3 日まで	女性 1 名
保育	仙台幼児保育専門学校	平成 3 0 年 1 1 月 5 日から 平成 3 0 年 1 1 月 1 7 日まで	女性 1 名
教育相談	仙台市適応指導センター	平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日から 平成 3 0 年 1 1 月 2 0 日まで	男性 1 名
専門里親研修	県中央児童相談所管内	平成 3 1 年 3 月 1 1 日から 平成 3 1 年 3 月 1 3 日まで	女性 1 名

学 園 歌

作詞 小倉 博
作曲 海鋒 義美

空に つらなる 大洋の	山河ようやく 暮れゆけば
果てより昇る ひの光り	今日のひとひを かえりみて
あまねくあふる 学園の	恨みもあらず 悔いもまた
あしたの目覚め さわやかに	残らずさらに おおしくも
わかき思いを 胸にして	たかき理想に 憧がるる
文をひもとき 道をきく	わが学園の わかき友

令和元年度事業概要

令和元年12月発行

編集・発行 宮城県さわらび学園

宮城県仙台市太白区旗立2丁目4番1号

電話番号 022(245)0333

ファックス 022(245)0515

E-mail sawarb@pref.miyagi.jp

http:// www.pref.miyagi.jp/soshiki/sawarabi/